

第2回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和4年3月9日(水) 15:25~16:45 県庁3号館第2委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)
三輪 康一(神戸大学名誉教授)
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)
福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)
中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
(オブザーバー)
庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))
※谷口 芳紀(県市長会会長(相生市長))は代理出席

3 審議の内容

(1) 第1回会議で継続審議となった事項

①土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し (オブザーバー)

農地法に基づく農地転用全体の規制の見直しであれば当会議で議論すべきと思うが、こういった個別案件を規制改革推進会議で議論するのはいかがなものか。

時代の流れを踏まえると、農地を工場や他の産業でも活用出来るように変えていくということは必要かと思う。そういう点においては、資料3頁にあるような、農振除外や農地転用の手続を速化していくということは重要であり、しっかりとやっていただきたい。

しかし、今回のような個別案件についての提案を当会議で取り扱っていきたくないと思う。現行の制度運用を維持するという結論は、妥当であると思う。

(委員)

当会議に提案があがってきた趣旨としては、この個別案件を機会に、これが不合理な規制ではないか検討してほしいということではないかと思う。不合理な規制であれば何らかの改正をしたらどうかということになるが、事務局の説明は、県土地利用推進検討会の議論の状況も踏まえ、不合理な規制ではなく見直す必要はないということと思う。

(委員)

農業委員会という専門の委員会が、なぜこのような提案をしてきたのか。農業の後継者問題の解消や農業を含む地域活性化は大切である。しかし、現行の制度運用を維持する理由として資料に記載している「農地の真ん中に家があったら、農業に支障がある」「景観上、防災上の視点から支障が生じる恐れもある」というようなことはもっともな話である。専門家である農業委員会がこのような提案をするのはいかがなものか。提案する以前の問題で、農業委員会自体に問題があるのではないか。

(事務局)

その点については、土地利用推進検討会でも、資料3頁に記載のように、市町の中でも産業分野、農業分野、この他農業委員会など、それぞれの部門で温度差があるのではないかという話があった。そういった温度差をなくすため、今後、県では市町や農業委員会職員向けの研修会や担当者会議等を開催するとともに、県が市町の計画に積極的に関わるための事例

検討会を開催し、県と市町のコミュニケーションを高めていく。

(委員)

洲本市農業委員会は、この案件を相談にきた農家の方の強い思いもあり、当会議に提案されたのかもしれない。これだけの議論をして結論を出せば、ご本人も納得せざるを得ないと思う。

また、専門外なので違うかもしれないが、昔は、倉庫に使用者が寝泊まりしていなかったか。日照権などの問題がないのであれば、規制緩和を認めてもいいのではないかと思う。農業用倉庫用地を使い住宅を建設するという事は、農地を潰すわけではない。宅地に地目変更せずに、後継者が住めるようにすることはできないのか。農業に従事したいという若者も少しずつ出てきており、農業をするためには住む場所も必要である。空き家を活用すればいいのではないかという考えもあるが、倉庫を使ってもいいのではないか。

(委員)

土地利用推進検討会での議論では、それは支障が大きすぎるということではなかったか。

(事務局)

昔ながらの農業をやっている限りでは、倉庫が住宅に変わっても大きな影響はないかもしれない。しかし、土地利用推進検討会では農地を集約し、効率よい農業、儲かる農業にしなければならぬとの御意見があった。その場合、例えばドローンを飛ばして農薬散布する場合、農地の真ん中に住宅があり、人が住んでいると支障が生じる。効率性の高い農業に変えて行くうえでは難しいというご意見であった。

(県 農政環境部)

倉庫に人が住むとなると、倉庫に生活に必要な電気や水道などを引かなければならず周囲の営農への支障が生じる。農業用倉庫などの農業用施設の建設がなぜ認められているかというと、これらは農業をするために必要なもので、どうしてもそこに建てる必要があるためである。しかも、なるべく農地の真ん中ではなく、農地の縁辺部に作るように指導している。また、転用許可の申請では、転用目的を記載する必要があるが、農業用倉庫という目的で申請したにもかかわらず、人が住むとなると住宅になるので許可目的違反にもなる。ご理解いただきたい。

(委員)

絶対に認めるべきということではなく、そういう考え方はできないかと思い発言したが、これだけの議論をして現行の制度運用を維持するとの結論をだしているので、提案者にはこれで納得いただくということによいと思う。

(委員)

農業をしている人の子供が地元に戻ってくるので、後継者住宅を農地に建設したいという話を、農業に関係のない人が聞いたら、農家の人はこんなことを言っているのかと思うのではないか。一般サラリーマン家庭でも家を作るのは大変なことである。このような案件を当会議で議論し、報告書に記載することはいかなものか。

(委員)

現行の制度運用を維持するとの結論にしているので、正しい方向で議論したという形になるのではないか。

(事務局)

最初にオブザーバーから、これは個別案件ではないかという話があり、加えて委員から、そもそもこのような初歩的なことを当会議で議論するのはいかなものかというご指摘を頂戴した。私も専門家ではないので、初めはよく分からなかったが、専門家や農業に携わっ

ている方から見れば、基本的なことなのかもしれない。ただ推測するに、これを一つの事例として、何か制度的な改善に繋がればと思われ、提案されたのではないかと思う。

今回、国が決めていることなので単に駄目というだけでなく、資料3頁に記載している農振除外や農地転用の事務処理手続の迅速化を行うための取組を検討した。個別事例の提案かもしれないが、そこから一步進むような形にはなったのではないかということで、ご理解いただきたい。

(委員)

私の理解では、個別案件について不服申し立てのような提案を受けているのではなく、住宅への転用が現行法ではできないが、その規制が不合理ではないのか、規制を見直す余地はないのかといった提案かと思う。結果、見直す余地はないというのが結論であるが、個別案件をどうにかしてほしいという提案ではないと思っている。

具体的な案件をきっかけに、現行法の規制が不合理ではないかという提案があって、不合理ではないと回答したことはこれまでもあったと思う。今回もその一例として位置付ければいいのか。農業関係者にとっては、この規制の合理性はごく初歩的なことかもしれないが、他方で、昔の規制がそのまま残っていて、それを機械的に運用している結果、不合理が生まれているのではないのかと思われる人もいると思うので、報告書に記載することは問題ないと思う。個別案件をどうこうしているわけではないということは明確にしておきたい。

(委員)

農業に関係のない人が、農家の人はこんなことを言っているのかと感じ、農業に対する心証が悪くなるのではないかと思い、報告書へ記載すべきではないと発言したが、いい意味も沢山あることは理解した。報告書への記載は問題ない。

(委員)

結論はこれでいいと思う。現行の制度運用を維持する理由について、前回会議で説明された理由では理解できなかったが、今回改めて整理いただいた理由は非常に理解しやすい。今回の説明を前回会議で聴いていたら、継続審議にならなかったかもしれない。事務局にはもう少し最初から分かりやすい説明をお願いしたい。

(県 農政環境部)

今回整理した内容を、前回の会議から説明すべきであった。

(委員)

結論には賛同するが、1点確認したい。資料1の土地利用推進検討会における主な意見の中に、「集落に接続している農地だけでなく、一定のバッファを設けることも検討してはどうか」とある。「集落」というのは、エリアが決定されているものなのか。また、「接続」というのはどういうことか。物理的に敷地と敷地が接していなければならないのか。農道を挟んでいてもいいのか、農道を挟んでいいのであれば、小さな公園や小さな農地を挟んでもいいのか。

(県 農政環境部)

農地法上の集落の定義は、相当数の家屋が連たんして集合している区域とされている。現実的には、集落といっても若干離れている場所にぽつぽつと家屋があるケースもあるので、集落の一部かどうかを確認しながら、判断していくこととしている。

集落接続の定義は、既存の集落と間隔を置かないで接する状態とされている。運用上は集落に近接ではなく隣接している状態としている。例えば、集落の家の軒先に、自家消費用の小規模な畑や田がある場合は、その部分も住宅の一部と解釈しており、そういう農地等を挟

んでいる場合の対象地は集落に接続していると解釈出来るというような運用が国からも示されている。

但し、ここで書いてあるような「一定のバッファ」、つまり、距離が何メートル以内であれば隣接とみなすというような基準は設けるべきではないとの国からの指導がある。現場の状況を鑑みて、集落接続かどうかを個別に判断している。

(委員)

集落接続で新たに住宅ができた場合、その住宅は集落に組み込まれ、集落が徐々に広がる可能性があるということか。

(県 農政環境部)

そのとおり、集落がにじみ出していくことになるので、有りうる。

(委員)

無計画に集落が広がるのはよくない。将来像を描き、計画的に進めるべきではないか。

(委員)

同様の話で、郊外に行くと、ソーラーパネルが並んでいる畑や田があり、なんて景色だと感じることもある。農地を転用してソーラーパネルを敷き詰めているのではないかと思うが、この辺りの規制は県がしっかりとしていくべきと思う。ソーラーパネルも光の反射があるので周囲に害があるのではないか。

(県 農政環境部)

土地利用推進検討会でも、個別案件に左右されないよう、農業・農村の将来ビジョンが必要という意見があった。各市町が、農地の利用に関して、ここは優良農地を保全するエリア、ゾーン、ここは市街地に近いのでやむなく開発するゾーンなど、産業振興や地域活性化、優良農地の保全のバランスをとりながら計画を立てていただき、その計画の中で、農地における住宅建設についても進めていただきたい。

(委員)

とりまとめを行う。結論としては、所管部局の回答どおり、現行制度については特に見直すべきところはないため、現行の制度運用を維持するとする。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

(2) 令和3年度報告書（案）について

(委員)

資料6頁の規制・手続の見直しの内容として、「従業員が立ち入らない自動化された作業場部分の床面積を算入しないこと」とあるが、自動化された機械が設置している場所も、機械の故障やメンテナンス時には従業員が入るため表現を検討すべきではないか。従業員が立ち入らないということは絶対ない。

(委員)

「自動化された作業部分については、通常、従業員が立ち入らないため床面積を算入しないこととする」と修正するのはどうか。

(委員)

機械の点検は絶えず行われるものであり故障もある。

昔、ロボットのアームに押され作業員が圧迫死した事故があった。その際は、柵で囲い人が

立ち入れないようにして、入る時のルールを作った。今の記載の「従業員が立ち入らない自動化された作業場部分」というと、全く入らないように感じる。

(委員)

県が考えている「従業員が立ち入らない自動化された作業場部分」とは、人が一切立ち入らないところだけか、それとも、メンテナンス時などには人が入るところを含めているのか。

(事務局)

所管部局に確認のうえ表現を修正したい。

(委員)

「メンテナンスや整備時などのために巡視する」といった表現を検討してほしい。

《審議を踏まえた対応方針》

資料6頁「従業員が立ち入らない自動化された作業場部分」の表現を修正する。

それ以外は、報告資料のとおり承認。

(3) その他（令和4年度規制改革に関する提案募集について）

(委員)

来年度も、通年で提案募集を行い、支障事例の掘り起こしをお願いする。

先ほどソーラーパネルの規制についての発言があったが、この他、来年度の会議で議論すべきテーマはないか。

(委員)

デジタル化が進む中、最近はDXを活用して新しい価値や事業を作り出すことが重要になっている。県内でも中小企業の異業種が一つのプラットフォームを作り、それぞれの技術やノウハウを出し合うオープンイノベーションが進んでいくと思うが、その際に何か支障となっている規制がないか、一度調べていただきたい。

一つの例として経營業務管理責任者の資格がある。最近、少し規制緩和されたが、通常、取締役経験が5年以上必要である。取締役自体の数も少なくなっており、また、取締役を5年する人はほとんどいないので非常に厳しい基準である。

(委員)

コロナの影響もあり会議のリモート化が進んでいるが、大勢を集め開催している講習があり、リモート化できないのかと思っている。例えば安全運転管理者講習などは、リモートで行い、受講しているかどうかを画面でチェックすればいいのではないか。このような講習について、ポストコロナも見据え、もう少し合理化できないか調べていただきたい。

(委員)

コロナの関連で考えると、在宅勤務を推進していくために、なんらかの規制がハードルになっていないか調べてもよいのではないか。

また、日本全体を考えると、東京や大阪に集中していたオフィスが地方に移転する際に、支障となっている規制はないか調べてもよいのではないか。

(委員)

DXに関連して、自治体間のデータ連携がどこまでできるかといったこともある、個人情報保護法やシステム上の問題もあると思うが、データ連携ができれば相当な効率化に繋がる。全国的にすべきか、県内だけですべきかといった問題もある。

例えば、金融機関で相続人をチェックするために、生まれてから死ぬまでの戸籍謄本が必要

な場合があるが、口座に僅かな預金が残っている場合、どれだけの労力をかけて、全国の戸籍謄本を取るのかという話になる。自治体間のデータ連携が進み、例えば神戸市にいながら全国どこの市町の謄本もとれるようになるのがベストと思うが、大がかりで難しい問題である。当会議で扱える問題かわからないが、そのようなことを思っている。

(委員)

来年度の当会議の議題になるかも含め、事務局で確認いただきたい。